

令和元年度 第4回 長野市景観審議会記録

日時 令和2年2月4日(火)

午後1時30分～午後3時25分

場所 市役所第一庁舎 7階 第二委員会室

出席委員 14名

赤羽委員、稲葉委員、大上委員、久米委員、野口委員、山貝委員、石黒委員、北村委員、篠原委員、土倉委員、湯本委員、下崎委員、塚田委員、西澤委員

欠席委員 1名

羽藤委員

1 開 会

定足数の確認

2 会長挨拶

3 審 議

第33回長野市景観賞の実施について

事務局：【資料1、資料4により団体の活動の取り扱いについて説明(省略)】

委員：見直し後の所で、「活動の対象」という部分が、少し不明確だと思う。

事務局：自分たちで建築物などを所有していないが、その街並みを守る活動、維持していく活動、広げていく活動を行っている団体を表彰対象にしようということで、「活動の対象」としている。

委員：「成果としての建築物等が魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているとともに」でよいと思う。「活動の対象」という部分は入れる必要はないと思う。

委員：「の対象」という文言を取って、「活動又は成果としての建築物等」の方が少しすっきりすると思う。「対象」というのが良く分からない。

事務局：活動の成果として建築物等が出来上がるタイプの団体と、歴史的な街並みなどを保全していこうというタイプの団体があるので、「活動の対象又は成果としての」という表現とした。

委員：「活動の成果としての建築物等」、「活動の対象としての建築物」という読み方ですね。

事務局：そのとおりです。

委員：「活動の対象又は成果としての建築物等」となっているので、逆に言えば「活動の対象」ですべて含まれてしまうのではないか。

「対象」というのが、建築物や街並みということであれば、「対象」だけですべてを言い切れるのではないかと思う。

委員：「対象」という部分が不明確だと思う。全部「建築物等」という部分で、「活動の成果として建築物等」ということでよいと思う。

委員：「活動の対象」というのは、「建築物等」に掛かるのですか。

事務局：掛かります。

委員：「活動の対象」と比較するものもう一つのものとして「活動の成果としての建築物等」、「対象」と「建築物等」というものを比較して「又は」と言っているのか、「対象」の後にも「としての建築物等」というのがあるが、二回言うこともないので省略しているのかという疑問なのです。

事務局：「活動の対象としての建築物等」と「活動の成果としての建築物等」の二種類があるという意味です。

委員：それでしたら構いません。

委員：二人が違うように読み取ってしまったので、文章を多少考えた方がよい。

事務局：誤解を招かないように考えたい。

委員：「活動の内容又は成果としての建築物等」にすると、幅広にとらえられて、草刈り的な活動や耕作放棄地の有効活用なども入ってくると思うので、「対象」を「内容」にしてはどうか。

委員：以前は、緑に関する活動も景観賞に含まれていたが、平成22年度から完全に切り離して、景観賞は「花と緑大賞」の選定の対象となるものは含まないと明確にしている。今の御意見だと、景観賞から一回外したものをもう一回入れないといけない状況になると思う。

委員：緑は例として出したものだが、例えば善光寺の門前のゴミ清掃とかを行っている団体も景観賞に値すると思う。そのような団体がはじかれないような定義にするべきだと思うので、「内容」というのを提案した。

委員：建物、工作物を対象に景観賞を決めることになっているので、それで進めていくということになると思う。振り返って、そうではなくて、活動そのものを景観賞に含めてよいのではないかという提案があれば、また議論することになると思うが、その辺はどうなのですか。

議長：緑は緑で分かれて表彰があり、また、例えば善光寺の掃除などは、例えば環境などで表彰する機会がありますので、見た目でどうなのかというものが景観賞だと思う。

松代、戸隠の活動が景観を維持しているということなら掃除だってそうではないかと言われれば、また同じようなことになってしまうが、これはどこかで一線切らなければ、何でもかんでも景観賞に入るような、良いことをしていれば景観賞みたいなことになってしまうのではないかと思う。いかがでしょうか。

委員：前にそこが議論になってしまったので、そういうことを明確にしたいがために、この文章を変えるというお話ですよ。

事務局：そのとおりです。

活動した成果が姿として素晴らしいというものが、景観賞には最低限必要であることを明確にしたいという意味がある。

委員：ながの百景ではロケーションとういか、美しい棚田とかも対象にしていたが、あくまでも景観賞は、建築物とか工作物やその他ここに含まれていないものは、対象にしないということを明確にしたということによいか。

事務局：団体が受賞するのであっても、そういった建築物などが、少なくとも何かあり、それが素晴らしいものであるということが最低条件で、そして活動内容も良いということを明確にしたいと思う。

委員：建築物等とういか、成果物とういか、ここに書いてあるような形のあるものが必要なのだという方向に、一応今、景観賞というのは方向性を示しているが、それをもう少しぼやけたものにまで広げてよいのではないかというのが、先ほどの御意見だと思うが、やはりある程度形のあるものと言っておかないと、なかなか景観賞の特色が出てこないのかなという気がする。

委員：形として見えたものだけで評価すべきではないと思う。その辺をおっしゃっているのではないか。

委員：当然、物の背景には、色々な考え方もありますし、一つの見方だけで定義できるものではないというのもよく分かるが、色々な顕彰制度がある中で、その内の一つとして景観賞というものをとらえていかなければいけないと思う。

委員：賞としては見えるものを評価するというのは当たり前のことだと思うが、そういうものをどこかでとらえてあげないと、応募した方はやる気を失ってしまう。

委員：対象物だけを見て良い、悪いを判断したが、ここはもう少し話を聞いて色々な活動を聞きたいというような分科会的なもので、それに興味のある人がコンセプトなどを聞いてくるということも必要なのかなと思う。

委員：今問題になっているのは、団体の活動を景観賞に含めるかどうかということで、今のお話もすごく貴重なお話だと思うが、選考方法のやり方の話なので、もう少し先の話になると思う。

ここでは、団体の活動を景観賞に含めるのかどうかということ整理していただいて、それから事務局提案の文言をどうしていくか検討されたらよいと思う。

議長：応募の際にそれぞれがアピールする所によっても変わるので、なかなか均一にそういったものはできないかと思う。そして、この審議会では、応募された作品を作品調書の写真と施主・設計者のコメントを見

ながら机上で選考をして、現地調査している訳ですが、現地調査に行っても誰にも話しは聞かないのですよね。ただ、団体の活動については説明を聞きました。そのように色々な形での審査を経てやってきているのですが、先ほどの対象とかそういった話に戻していきたいと思います。この事務局が意図しているところはお分かりいただけますか。

委員：最終選考する時間は、1日ばかりだが、限られており、その時に、これは対象なのかという議論をすると、本来の選考の部分が薄くなる可能性があるので、募集の時点で「姿としてある」とか、そういった部分を明確にして、実像が伴っているかはっきりしないものは、応募の時点で制限をした方がよいと思う。

議長：事務局も現地に行って写真を撮ってくるのだから、疑問に感じるものや添付された写真と大きく差があったりしたら、事務局で判断してもらった方がよいと思う。

事務局：応募条件をもう少しはっきりと示すことで、うちはちょっと違うなど考える方もいるでしょうし、我々も条件がはっきりすることによって、明らかに違うものがあれば、対象外とすることが可能になる。

議長：先ほどの選考要領の見直し後というところの、対象云々という部分の字句を直せばいかがでしょうか。

委員：「対象」と「成果」を入れ替えるだけで大分すっきりすると思う。

委員：「又は」を入れると色々受け取り方によっては大分違ってくるので「活動の対象と活動の成果としての建築物等」ということで、シンプルに説明した方が市民とすれば分かりやすいと思う。

委員：「成果」を前に持ってきて、「対象」を後ろに持ってくると、例えば活動の対象はきれいではないが、清掃活動などが景観形成に役立っているような団体も活動の成果という部分で評価することができるので、「成果」と「対象」という言葉を入れ替えるという意見に賛同する。

委員：「活動の成果又は対象としての」となるが、建築物等に限るということになりますか。

委員：そうではないです。

活動の成果というのは、活動の結果なので、活動の結果きれいになっているということがあれば、活動の成果になる。

委員：その考え方だと、今の選考要領と全く変わらないことになってしまいます。

委員：そのものをずばり書いておけばよいと思う。「又は」とか端折ってしまうからいけないだけで、そのものをずばり書いておけば、審議会委員が変わろうが何しようが、同じ見方になる。

文言が云々と議論しないで、そのものをずばり書けばよいのではないかと思う。

委員：今おっしゃっているように、成果としての建築物等がなくても、活動していればよいではないか、活動が優れていればよいではないかというのであれば、今の選考要領と全く同じというような意味だと思う。あくまでも事務局の提案というのは、対象であろうが成果であろうが、とにかくその活動をしている団体に絡んで、ここにある街並みまで含めた「建築物等」という言葉で表される何らかのものがあって、それが見える形になっているときに初めて団体も表彰対象になる、ということを確認にしようという提案なのです。

活動を行っているだけで、具体的な成果物としての見えるものが出てこない団体は、景観賞の対象にはならないということをはっきりと言おうとしている訳です。

委員：たぶん今まで表彰された団体というのも、成果物がないと表彰されていなかったのではないかな。

例えば、街並みができたとか、道路ができたとか、歩行空間ができたとか、そういった成果物がきちんとあったから団体を表彰したということですから、同じ意味だと思う。それを明確にすることで、応募する方も選ぶ方もこれでより分かりやすくなると思う。

委員：これまで表彰してきた内容と違うジャンルで団体が出てきたため、景観賞はそれを対象にしてないということをはっきり言っておいた方が混乱が少ないのではないかなというのが、事務局の考えだと思う。

議長：応募する方も、せっかく出して外れるよりも、最初からこれは対象ではないと思って活動して、違った形での成果を出してもらえればよいと思います。

委員：「対象又は」を抜いて、「活動の成果としての建築物等」ではどうか。

委員：「又は」ではなくて、「・」にするというのはどうか。そうすると大きな括りとして「対象」か「成果」としての「建築物等が」ということになると思う。

事務局：事務局で誤解を生まないような表現を考えたい。

議長：委員の皆様は、言わんとしていることは分かっているのですよ。

ストレートに表現した方が分かりやすいと思う。

後は事務局にお願いしたいと思う。

委員：今回の見直し案は「十分な活動実績があり、継続性及び発展性が認められる団体」という表現だが、そうすると、十分な実績がなければいけないし、発展性及び継続性が認められなければいけないということになる。改正前には全くそういったことは書いてなくて、リーフレットに「十分な活動実績がある団体や、継続性及び発展性が期待できる団体」という表現がされていますが、そこを確認したい。

事務局：前のリーフレットは、活動を重ねてきた団体とこれから期待できる団体を分けた形で記載していたが、今度は、活動実績があつて、かつ、継続性と発展性も求めたものである。ここは条件が前よりも厳しくなっている。また、リーフレットだけでなく、選考要領の中に示すことによって、審査の中で明確にしていこうというものである。

委員：十分な活動実績がないと応募できないということになりますね。

委員：orだったものが、andになったということですね。

委員：そこを絞る必要があるのでしょうか。新しい動きとして良いものであれば、実績がない場合もあると思う。何かを退けようという意図を感じる。

事務局：この賞は公費を支出するものであるので、今年度の審査の中でも議論があつたが、成果を上げて、継続性と発展性も期待できる団体を表彰したいと考えている。市民に納得していただけるような団体を表彰したいという趣旨で、活動実績、継続性、発展性というものをすべてandで括ったものである。

委員：団体の応募がなくなると困るし、「十分な」という言葉は解釈の余地を生んでまた議論になりそうなので、「十分な」という言葉を外すというので、落としどころにならないか。

委員：「十分な活動実績」というのは、長い年数という意味ではないと受け止めてもよいか。

事務局：年数だけではなくて、どういう活動をしているかが判断材料になる。単に同じ活動を20年続けている団体と、活動期間は10年だが、色々な活動を行って街並みを維持している団体があつた場合に、年数が長い方が評価されることはないと思っている。そういったことも含めて「十分な」と入れている。

委員：長さという意味なのかという気がしていたが、かなり納得した。

委員：今のような話になってしまいそうなので、「十分な」を取ってしまった方がスッキリして、決めるときは楽だと思う。決めるときに楽なような文言にしておくことが重要だと思う。「十分な」を付けることによって、個々人に差が出ると、平等な判断にならないと思う。

委員：「目に見える」とかはいかがですか、景観とは目に見えるものとのことなので、目に見える実績が残っていないと、ただ活動しているだけということになってしまう。「十分な」というと、期間の話が出てきてしまうので、「目に見える」であれば、短期、例えば1年であっても実績を上げた団体は、上げたということになる。継続性は別項目で求めているので、「十分な」に引かかるのであれば、「目に見える」と表現すればよいと思う。

事務局：「十分な」という言葉には、活動を開始したばかりで、先が分からない団体は、活動を重ねてから応募してほしいという意味と、元からある完成された街並みを対象に活動を始めたばかりの団体と、一から何か

を作り上げようとしている団体では条件が違うので、活動内容が十分であることが必要であるという意味がある。そこを応募する方がどうとらえるかというのもあるが、入れておいた方がよいと思う。

委員：私は今話を聞いて、十分に理解できたが、目に見えて良いものを作るためには、それを形にするためのスキルとある程度の資金が必要だと思うが、それを後押しするための賞なのかどうか。そういう意識があるのかどうかお聞きしたい。

事務局：結果、成果、目に見えるものを評価するのが景観賞であると考えている。応援というのでも分岐は分岐はないが、結果を出した団体を表彰するのが景観賞だと考えている。

議長：今のお話で、スキルと資金という話が出たが。

事務局：スキルや資金がある団体とない団体があるかと思うが、調達している団体はそれなりに努力をしていると思う。色々な方法があるので、やはりある程度の結果、姿がなければ、景観賞として市民に紹介することはできないと考えている。

議長：「十分な」は、選考要領もリーフレットもそのまま付けたままということでしょうか。

【異議なし】

事務局：【資料1により表彰作品数と記念品について説明（省略）】

委員：選考の過程を見てみると、応募作品の得点順の並び方とか、種類、組み合わせによってどうしても3作品でなくともうまく決着できないというのがたまたま3年続いただけなので、5作品までは選べるということが必要だと思う。

議長：最終審査のときに私も5作品という枠はあるけれども、必ずしも5作品を選ばなくてはいけないということはありませんということを毎回言っているが、枠は5作品としてその年の応募作品によって表彰数は変わるということとしたいと思いますが、事務局はいかがか。

事務局：委員の皆様からそういった結論を頂ければ5作品でよいと思う。

委員：予算を絞りたいという意味での5作品から3作品への削減であれば、予算を絞る方法を考えた方がよいと思う。

議長：事務局案を出してください。

事務局：現在はオーダー品だが、既製品で良いものもあるので、そちらでいきたいと考えている。

委員：銘板はどうするのか。

事務局：銘板もオーダーですが、こういったものが既製品であるのかどうか確認ができていません。

委員：材質は何か。

事務局：銘板は真鍮である。盾は真鍮とケヤキである。

委員：銘板は今まで続いてきていて、玄関などに飾ってあるのがあるので、継続してもらえるとよいと思うのですが、盾は既製品を利用でき

るのであれば、そういう方向でもよいと思う。

委員：レリーフのデザイン使用料にお金がかかっていると思うので、盾を半分にして、上だけにするとコストが半分にならないか。

事務局：デザインの権利は市が所有しているので、余りコスト削減にはならないと思う。

委員：規格品を使って、デザイン的なものは今のものを踏襲していくということですね。

委員：レーザーで掘るということもできるので、それも一つの方法だと思っ  
が見積りは取ったか。

事務局：そこまではまだ検討していないが、クリスタルにした場合は、サンド  
ブラストなどの方法で、このデザインを表現できるということは聞い  
ている。

委員：事務局にお任せでよいと思います。

安価で見栄えが悪くなければ何でもよいです。

議長：事務局で全部決めてしまってよいですか。

【異議なし。】

事務局：【資料2 第33回長野市景観賞の概要について説明（省略）】

【資料3 令和2年度第33回長野市景観賞スケジュール（案）について  
説明（省略）】

【資料4 長野市景観顕彰制度実施要綱等について説明（省略）】

委員：今年度は、災害により表彰式が中止されたということだが、その経過  
を教えてほしい。

事務局：受賞者の皆様に個別に電話で中止の連絡をし、その後2週間くらい経  
過したところで、各受賞者を訪問して表彰状と記念品を差し上げた。  
また、出席いただけると御連絡をいただきました委員には、ファック  
スや電話等で連絡した。

議長：第33回景観賞については説明のとおりでよいか。

【異議なし。】

#### 4 その他

- ・デザイン専門部会における審議について資料5により説明
- ・長野市屋外広告物条例施行規則の改正について情報提供

#### 5 閉 会

都市整備部長挨拶